

国立大学法人鳴門教育大学学長の業績評価に関する申合せ

平成 28 年 9 月 29 日
学 長 選 考 会 議 決 定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、国立大学法人鳴門教育大学学長選考会議規則第 4 条第 3 号に規定する学長の業績評価に関する事項について定める。

(実施時期)

第 2 条 国立大学法人鳴門教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）は、学長就任 2 年目以降、原則として毎年度 1 回（再任の場合は就任 1 年目から）、学長の業績評価を行うものとする。

(実施方法)

第 3 条 学長の業績評価は、学長に対するヒアリング等を実施することにより行い、監事に出席を求め、意見を聴くものとする。

なお、実施に当たっては、次に掲げる資料を参照するものとする。

- (1) 学長就任時の所信表明
- (2) 国立大学法人評価委員会に提出する前年度の業務実績関係書類
- (3) 監事による所見
- (4) その他学長選考会議が必要と認める書類

(公表の取扱)

第 4 条 学長選考会議は、学長の業績評価について、その結果を鳴門教育大学ウェブページで公表するものとする。

(その他)

第 5 条 この申合せに定めるもののほか、学長の業績評価に関し必要な事項は、学長選考会議において協議の上決定する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。